

エアコン等設置事業

(草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等)

要求水準書

令和3年9月

草加市

—目次—

1. 総則	1
1.1. 本書の位置づけ	1
1.2. 本事業の目的	1
1.3. 基本的事項	1
1.4. 業務実施体制	5
1.5. 業務範囲	5
1.6. 事業計画書等の作成及び提出	5
1.7. 市提供資料の取り扱い	5
2. 設計業務に関する要求水準	6
2.1. 対象業務	6
2.2. 設計業務実施体制	6
2.3. 業務の要求水準	7
3. 施工業務に関する要求水準	8
3.1. 対象業務	8
3.2. 施工業務実施体制	8
3.3. 業務の要求水準	9
4. 工事監理業務に関する要求水準	13
4.1. 対象業務	13
4.2. 工事監理業務実施体制	13
4.3. 業務の要求水準	14
5. 機能及び性能に関する要求水準	15
5.1. 共通事項	15
5.2. 一般事項	15
5.3. 空調設備	15
5.4. トイレ改修	17
5.5. 発電機設備他電気設備	19
5.6. その他	20
6. 提出書類	21
6.1. 事業計画書等	21
6.2. 報告書	23

- 別紙 1 現況仕上・アスベスト含有調査結果一覧表
- 別紙 2 学校別改修概要一覧表
- 別紙 3 仕様一覧表(参考)
- 別紙 4 改修検討図(参考)
- 別紙 5 受変電設備改修計画(参考)

1. 総則

1.1. 本書の位置づけ

本書は、草加市（以下「市」という。）が、エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）（以下「本事業」という。）を実施する企業（以下「事業者」という。）の募集及び選定にあたり、本事業の募集に参加しようとする応募者を対象に交付する「エアコン等設置事業（草加市立小中学校屋内運動場エアコン設置等）募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

1.2. 本事業の目的

本事業は、18校の市立小中学校屋内運動場について空調設備（電気式、ガス（都市ガス、LPガス）式）の整備のほか、トイレ改修や発電設備設置等により防災機能の強化、学校教育環境の向上及び熱中症対策を行うことで、児童生徒等に望ましい環境を短期間で整備することを目的とするものである。

1.3. 基本的事項

1.3.1. 本事業の基本的な考え方

ア 安全で快適な室内環境の実現

児童・生徒が快適に学習できる室内環境を実現する。空調設備を整備するにあたっては、学校運営に支障をきたさないようにするとともに、児童・生徒、職員、保護者、学校利用者及び近隣住民等の安全に十分配慮すること。

イ 地域への貢献

事業実施に伴い、市内業者を優先的に選定し、経済面だけでなく、地元企業の技術力向上に貢献すること。

ウ 低廉かつ良質なサービス提供

良好で適切な空調設備の性能の維持、初期費用及び運転費用の縮減を十分図ることが可能な設計を行うこと。

エ 環境への配慮

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、環境保全に留意すること。また、学校環境、周辺環境に対する影響を十分考慮したうえで必要な措置を講じること。

1.3.2. 遵守すべき法令等

本事業の遂行に際しては、設計、施工及び工事監理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則及び要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用すること。

ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 学校保健安全法
- (ケ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (コ) 建築基準法
- (サ) 建築士法
- (シ) 建設業法
- (ス) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (セ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ソ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (テ) 大気汚染防止法
- (ト) 石綿障害予防規則
- (ナ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ニ) ガス事業法
- (ヌ) 高圧ガス保安法
- (ネ) 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- (ノ) 下水道法
- (ハ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ヒ) その他本事業に関連する法令等

イ 条例等

- (ア) 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
- (イ) 埼玉県福祉のまちづくり条例
- (ウ) 埼玉県地球温暖化対策推進条例
- (エ) 草加市景観条例
- (オ) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ア) 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- イ) 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当請求行為の排除対策を講ずる。
- (カ) その他関係条例等

ウ 基準・指針等

- (ア) 公共建築改修工事標準仕様書
- (イ) 建築工事標準詳細図
- (ウ) 埼玉県建築工事特別共通仕様書
- (エ) 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- (オ) 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- (カ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- (キ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備編・機械設備編）
- (ク) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- (ケ) 建設機材

原則として、排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型を使用すること。なお、建設機械の借入に当たっては、市内業者を優先的に配慮するよう努めるものとする。

- (コ) 工事用看板（18校分）
寸法（縦×横）1400×1100程度 色及び字体等は、十分協議の上、作成すること。
- (サ) その他

- ア) 受注者は、受注時又は変更時の工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績データを作成し、監督員の確認を受け工事实績情報システム（CORINS）に登録申請しなければならない。受注時は契約日から10日以内、変更時は登録内容の変更があった日から10日以内、竣工時は完成日から10日以内、訂正時は速やかに登録申請しなければならない。（土日祝日は含まない。）また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- イ) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- ウ) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- エ) 受注者は、下請負者がいる場合は建設業退職金共済制度に基づき、建設業退職金共済証紙購入状況報告書及び実績報告書を提出すること。また、現場事務所、工事現場の出入口の見やすい場所に適用標識（シール）を提示すること。ただし、下請負者がこれと同等の制度などに加入している場合は除く。

- (シ) その他の関連基準等

1.3.3. 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールを次に示す。

実施内容	スケジュール
事業契約締結	令和4年3月下旬
設計・施工期間	契約締結日 ～ 令和5年3月30日(木)(予定)

1.3.4. 対象校施設とその所在地

空調設備の設置対象校とその所在地は下表のとおりである。

小学校（計11校）

番号	小学校名	所在地
101	新田小学校	草加市旭町六丁目12番11号
102	川柳小学校	草加市青柳七丁目27番10号
103	西町小学校	草加市西町270番地
104	花栗南小学校	草加市花栗四丁目3番1号
105	新栄小学校	草加市新栄四丁目959番地
106	清門小学校	草加市清門三丁目37番地1
107	氷川小学校	草加市氷川町448番地
108	八幡北小学校	草加市八幡町1148番地
109	青柳小学校	草加市青柳三丁目17番1号
110	両新田小学校	草加市両新田西町55番地
111	松原小学校	草加市松原四丁目2番1号

中学校（計7校）

番号	中学校名	所在地
201	栄中学校	草加市松原三丁目7番1号
202	谷塚中学校	草加市谷塚上町62番地
203	瀬崎中学校	草加市瀬崎五丁目3番1号
204	花栗中学校	草加市花栗四丁目15番12号
205	両新田中学校	草加市両新田西町368番地1
206	青柳中学校	草加市青柳八丁目58番10号
207	松江中学校	草加市松江三丁目14番33号

1.4. 業務実施体制

- ア 事業者は、本事業を実施するにあたり本事業の全体の業務状況を総合的に管理し、各業務間の相互調整を適切に実施するため、市との連絡窓口となり、設計業務、施工業務及び工事監理業務の全体を総合的に把握し調整を行う統括責任者を、代表企業から事業期間にわたり1人定めて配置すること。なお、統括責任者を事業者が変更する場合、又は市が著しく不相当とみなした場合、事業者は速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。
- イ 事業者は、本事業における設計業務を掌握し、設計関係者を指揮監督する設計責任者を配置すること。なお、統括責任者と設計責任者を兼ねることは不可とする。
- ウ 事業者は、本事業における施工業務を掌握し、施工関係者を指揮監督する施工責任者を配置すること。なお、統括責任者と施工責任者を兼ねることは不可とする。
- エ 事業者は、本事業における工事監理業務を掌握し、工事監理関係者を指揮監督する工事監理責任者を配置すること。なお、統括責任者と工事監理責任者を兼ねることは不可とする。

1.5. 業務範囲

1.5.1. 設計業務

- ア 機械設備、電気設備、建築構造、建築意匠等（以下「空調設備等」という。）の設計業務
- イ その他、付随する業務

1.5.2. 施工業務

- ア 空調設備等の施工業務
- イ その他、付随する業務

1.5.3. 工事監理業務

- ア 空調設備等の工事監理業務
- イ その他、付随する業務

1.6. 事業計画書等の作成及び提出

事業者は、本事業に関係するすべての業務についての計画を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに市に提出し確認を受けること。

1.7. 市提供資料の取り扱い

- ア 市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- イ 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- ウ 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、事業終了までにすべて廃棄すること。

2. 設計業務に関する要求水準

2.1. 対象業務

事業者は、設計業務として、次の業務を実施すること。

- ア 空調設備等の設計業務
- イ その他、付随する業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 各種関係機関との調整業務
 - (ウ) 申請業務
 - (エ) 検査業務
 - (オ) 設計修正等対応業務

2.2. 設計業務実施体制

事業者は、設計業務を遂行するにあたって、以下に示す設計責任者及び設計担当技術者を適切に配置すること。

なお、設計業務の履行期間中において、設計責任者もしくは設計担当技術者を事業者が変更する場合、もしくは、市が著しく不相当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。これらの配置に関する通知は、本要求水準書「6. 提出書類」の取扱いにより作成し、市に提出して確認を得ること。

2.2.1. 設計責任者

以下のアかつイに該当すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202）による一級建築士又は設備設計一級建築士を有している者であること。
- イ 空調設備等の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。

2.2.2. 設計担当技術者

以下の電気・機械設備担当者、建築担当者ごとに選定し配置すること。

(1) 電気・機械設備担当者

建築士法（昭和 25 年法律第 202）における一級建築士又は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者。

※電気設備担当者と機械設備担当者については兼ねることができる。

(2) 建築担当者

建築士法（昭和 25 年法律第 202）による一級建築士の資格を有する者。

※設計責任者と兼ねることができる。

2.3. 業務の要求水準

2.3.1. 空調設備等の設計業務

(1) 一般的要件

- ア 設計内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- イ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書及び事業提案書にて定めた性能基準を満足していることを確認したことを示す、提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して承諾を得ること。
- ウ 各校設計図は、市の確認日数を7日程度（1校につき）見込み、計画的に設計図を作成し、市の承諾を得ること。なお、市の承諾をもって施工を可能とする。

(2) 業務関連資料の作成

- ア 「6. 提出書類」に示す。

2.3.2. その他、付随業務

(1) 事前調査業務

- ア 設計業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、現地調査を適切に実施し、市及び対象校と十分協議し、承諾を得ること。
- イ 現地調査実施にあたり、事前に調査スケジュールや調査体制等を明記した調査計画書を作成し、市に提出したうえ承諾を得ること。また、その内容を対象校に説明すること。
- ウ 事前調査により空調設備等の設置に支障をきたす状況が確認できた場合、市に報告し協議を行ったうえ、対応策について承諾を得ること。

(2) 各種関係機関との調整業務

- ア 対象校に対し、現地調査の説明、設計及び運用方法の説明など必要な調整業務を行うこと。
- イ 建築物の立地する関係官公庁、上水道、電力、ガス供給事業者、下水道管理者及び関係水利権者との調整業務を行うこと。

(3) 申請業務

- ア 空調設備等設計業務にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。

(4) 検査業務

- ア 事業者は、対象校ごとに設計責任者による自主検査を実施させ、検査結果の報告を受けること。
- イ 事業者は、上記の自主検査完了後、対象校ごとに施工業務を行う者の設計図の確認及び設計図の完了検査を行い、速やかに検査結果を市に報告すること。
- ウ 事業者は、上記の完了検査を実施後、施工業務に着手する前までに、市の完了確認検査を受けること。その際、完了確認検査を円滑に実施するために、対象校ごとに設計概要説明

書を作成し、これをもって市に設計概要を説明すること。なお、完了確認検査の指摘事項は施工業務の着手前までに修正を完了させること。

(5) 設計修正等対応業務

施工業務期間中に、設計業務で作成した設計図、工事費内訳書等に修正が生じた場合は、完成図、出来形工事費内訳書等へ反映し、市へ提出すること。

3. 施工業務に関する要求水準

3.1. 対象業務

事業者は、施工業務として、次の業務を実施すること。

- ア 空調設備等の施工業務
- イ その他、付随する業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 各種関係機関との調整業務
 - (ウ) 申請業務
 - (エ) 検査業務

3.2. 施工業務実施体制

事業者は、施工業務を遂行するにあたって、以下に示す施工責任者及び施工担当技術者を適切に配置すること。

なお、施工業務の履行期間中において、やむを得ず施工責任者又は施工担当技術者を事業者が変更する場合もしくは、市が著しく不相当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。これらの配置に関する通知は、本要求水準書「6. 提出書類」の取扱いにより作成し、市に提出して確認を得ること。

3.2.1. 施工責任者

以下に該当すること。

- ア 建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者であること。
- イ 専任であること。なお、監理技術者の専任を要しない期間について次のとおりとする。
 - (ア) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材現場施工に着手するまでの期間の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - (イ) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

3.2.2. 施工担当技術者

- ア 建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者又は建設業法第 26 条第 1 項に規定する主

任技術者であること。

- イ 施工期間中の児童・生徒及び教職員並びに保護者等の安全確保、対象校のセキュリティの確保、施工スケジュールの管理、工事作業員の安全管理、対象校との調整や定期的な報告及び企業間の調整等を統括管理すること。

3.3. 業務の要求水準

3.3.1. 空調設備等の施工業務

(1) 一般的要件

- ア 令和5年2月20日に空調設備等が供用開始できるように施工すること。
- イ 施工期間中は、児童・生徒及び教職員並びに保護者等の安全確保を最優先とし、必要に応じて仮囲い等により安全対策を講じること。また、教育現場であることに配慮し、作業員に対して指導を行うなど、良好な教育環境を確保するとともに、学校、地域等の行事についても配慮すること。
- ウ 施工期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- エ 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- オ 施工期間中に対象校の器物や掲示物等を破損しないように十分注意すること。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市及び対象校に連絡し、指示に従うこと。
- カ 重機を用いる大型機器の搬入作業や既設受変電設備の改修等に伴う、停電作業等の学校教育活動や学校周辺地域に著しく影響する作業については、工事着手前に市及び対象校と協議し、承諾を得ること。必要に応じて警備員を配置するように配慮すること。
- キ 環境負荷の低減に貢献するよう、施工期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用を努めること。
- ク 施工内容について、施工業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ケ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、記載内容が本要求水準書及び事業提案書にて定めた性能基準を満足していることを確認したことを示す、提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。
- コ 施工業務の遂行にあたっては、別紙1 アスベスト含有調査結果一覧表を参照のこと。当該アスベストの処理等に係る対応について市と協議・承諾を得たうえ適切に処理すること。

(2) 業務関連資料の作成

- ア 「6. 提出書類」に示す。

(3) 工事用電力、ガス等

- ア 工事に使用する電気、水道は支給とするが、引込みが困難な場合は、受注者が用意すること。
- イ 電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達すること。
- ウ 試運転に必要なLPガスは受注者が用意すること。

エ LP ガス式のバルクタンクに、市から支給するガスメーターを指定する形状で設置すること。

(4) 現場作業日・作業時間

- ア 現場作業日、作業時間は、授業・学校等にできる限り影響のない範囲とし、原則として、平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 騒音・振動を伴う作業に関しては主に長期休業期間に実施することとする。
- ウ 停電を伴う作業は、原則として授業や部活動その他の学校行事等に影響のない時間帯に行うこととする。

(5) 工事現場の管理

- ア 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- イ 施工期間中、常に工事日報等を整備された状態とすること。
- ウ 対象校敷地内に現場事務所及び作業員詰所等を設営する場合は、位置、期間を明らかにしたうえで、事前に市及び対象校と協議し、承諾を得ること。
- エ 現場事務所及び作業員詰所等の設営に関わらず、対象校敷地内及び対象校付近での喫煙は禁止とする。
- オ 対象校敷地内での飲食は許可するが、原則、現場事務所や作業員詰所、工事用車両内等の学校教育活動等への支障をきたさない場所とすること。
- カ 工事用車両の駐車場及び資材置場等は、原則、対象校敷地内の空きスペースを無償で使用可能とするが、位置を明らかにしたうえで、事前に市及び対象校と協議し、承諾を得ること。
- キ 工事用車両は交通ルールを厳守し、対象校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。
- ク 施工期間中、対象校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- ケ 車両の通行が禁止されている道路において、工事用車両を通行させる場合は、警察署の許可を得ること。
- コ 市及び学校の指定するトイレを使用すること。

(6) 試運転調整

事業期間中に、以下の試運転調整を実施すること。また、試運転調整記録を作成し、市に提出して確認を得ること。試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足しない場合は、適正な是正処置を講じること。なお、騒音値は騒音測定時の外気や暗騒音を加味すること。

ア 室外機

- ・製造過程や工事が原因で室外機が故障していないことを確認するため、全台数の騒音値を測定し、メーカー基準値を満たしていることを確認すること。なお、騒音測定は、室内設定温度を変更するなどして試験的に定格運転に近い運転状態を作り出して、メーカーが定める方法にて実施すること。

イ 室内機

- ・製造過程や工事が原因で室内機が故障していないことを確認するため、全台数の風量を測定し、メーカー基準値を満たしていることを確認すること。なお、風量測定は、室内機の運転状態が強運転時に測定すること。
- ・製造過程や工事が原因で室内機に内蔵されているサーモが故障していないことを確認するため、全台数の吸込温度及び吹出温度を測定し、メーカー基準値を満たしていることを確認すること。なお、吸込温度及び吹出温度の測定は、メーカーが定める方法にて実施すること。
- ・室内機の設置台数及び設置位置を考慮し、不快な冷感を与えないよう教室内の気流に配慮し、空調設備の風向を適切に調整すること。

ウ リモコン類

- ・製造過程や工事が原因で個別リモコンが故障していないことを確認するため、各機能（運転、停止、温度、風量及びタイマー設定機能等）が正常に動作することを確認すること。

3.3.2. その他、付随業務

(1) 事前調査業務

工事着手前に現地調査を実施し、学校教育活動等への支障をきたさない施工計画を策定すること。

(2) 各種関係機関との調整業務

ア 受変電設備の新設及び既設受変電設備の改修・更新等を実施する場合は、必要に応じて工事着手前に電気事業者及び電気主任技術者と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者の負担とする。

イ 都市ガス、LP ガスの供給に要する工事を実施する場合は、必要に応じて工事着手前にガス事業者と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴いガス事業者負担（敷地外工事となる本管延長、本管からの供給管の分岐、増径等）外の費用は事業者の負担とする。

ウ 工事期間中に火災警報装置等の防災システムが支障となる場合は、工事着手前に関係機関と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者の負担とする。

エ 工事期間中に機械警備システムが支障となる場合は、工事着手前に市、対象校及び市が委託する警備業者と協議し、必要な措置を講じること。なお、必要な措置を講じなかったことにより、当該工事で機械警備システムが誤作動した場合等の調整及び工事は、市が委託する警備業者が実施することとし、発生する費用は事業者が負担すること。

オ その他、工事期間中に支障となる設備、システム等がある場合は、工事着手前に市及び対象校と協議すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者の負担とする。

カ 事業者は本事業に伴い諸官庁検査を要する工事が発生した場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、検査対象企業が作成する検査記録を含めた諸官庁届出書類を確認し、検査結果を市に報告すること。

キ 工事期間中に対象校の敷地内において市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場

- 合、互いに事業を円滑に進めるよう、市を通じて別途工事等の請負者と調整を行うこと。
- ク 各種関係機関との調整において市の協力が必要な場合、市は必要に応じこれに協力する。
 - ケ 工事に先立ち、各校周辺の近隣住民に周知をするための工事案内文を作成し、市に提出すること。また、市の要請に応じて、その他説明資料の作成等に協力すること。
 - コ 工事に先立ち、工事案内文を各校の近隣住民へ配布すること。配布先については、事前に市及び対象校と協議し、承諾を得ること。
 - サ 事業者の責任及び費用において、施工業務遂行による近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の対策を実施すること。また、近隣からの苦情等については、事業者の責任において、事業者を窓口として、適切に対処すること。

(3) 申請業務

- ア 空調設備等工事にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。

(4) 検査業務

- ア 事業者は、対象校ごとに、試運転調整記録を確認後、速やかに供用開始前検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、供用開始前検査では、残工事内容を抽出するとともに、品質面及び安全面からも空調設備供用開始できる状態であることを確認し、検査記録を纏めて市に報告すること。供用開始前検査記録の報告をした後、市と空調設備の使用に関する取り決めを行い、市はこれにより空調設備を使用するものとする。
- イ 事業者は、対象校ごとに、工事完了後速やかに施工責任者による自主検査を実施し、検査結果を市に報告をすること。
- ウ 事業者は、上記の自主検査完了後、対象校ごとに完成検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の完成検査に立ち会うことができる。
- エ 事業者は、上記の完成検査を実施後、市の検査を受けること。なお、検査の指摘事項は、事業期間終了までには是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

4. 工事監理業務に関する要求水準

4.1. 対象業務

事業者は、施工業務として、次の業務を実施すること。

ア 空調設備等の工事監理業務

イ その他、付随する業務

(ア)申請業務

(イ)検査業務

4.2. 工事監理業務実施体制

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたって、以下に示す工事監理責任者及び工事監理担当者を適切に配置すること。

なお、工事監理業務の履行期間中において、やむを得ず工事監理責任者又は工事監理担当技術者を事業者が変更する場合、もしくは市が著しく不相当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。これらの配置に関する通知は、本要求水準書「6. 提出書類」の取扱いにより作成し、市に提出して確認を得ること。

また、工事監理業務を行う企業は、施工業務を担当する企業であってはならず、かつ、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において密接な関連のある企業であってはならない。

4.2.1. 工事監理責任者

以下のアかつイに該当すること。

ア 一級建築士又は二級建築士を有しており、一級建築士の場合は実務経験 13 年以上、二級建築士の場合は 18 年以上の実務経験を有していること。

イ 電気設備・機械設備・建築工事の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。

4.2.2. 工事監理担当技術者

以下の電気・機械設備担当者、建築担当者ごとに選定し配置すること。

(1) 電気・機械設備担当者

以下のいずれかに該当すること。

ア 一級建築士又は二級建築士を有しており、一級建築士の場合は 8 年以上、二級建築士の場合は 13 年以上の実務経験を有していること。

イ 建築設備士を有していること。

ウ 電気・機械設備に係る工事監理業務について 13 年以上、実務経験を有していること。

※電気設備担当者と機械設備担当者については兼ねることができる。

(2) 建築担当者

以下のいずれかに該当すること。

ア 一級建築士又は二級建築士を有しており、二級建築士の場合は 5 年以上の実務経験を有すること。

4.3. 業務の要求水準

4.3.1. 空調設備等の工事監理業務

(1) 一般的要件

- ア 工事監理は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務の内容とする。
- イ 業務の進捗に合わせ必要な書類を提出させ、審査を行い承諾するとともに、必要に応じて指導、指示及び是正勧告を行うこと。
- ウ 工事監理内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- エ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、記載内容が本要求水準書にて定めた性能基準及び事業者の提案内容を満足していることを確認したことを示す提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。

(2) 業務関連資料の作成

- ア 「6. 提出書類」に示す。

4.3.2. その他、付随業務

(1) 申請業務

空調設備工事にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。

(2) 検査業務

事業者は対象校ごとに施工業務を受注する企業による自主検査完了後速やかに工事監理業務を受注する企業による監理者検査を実施し、検査結果の報告を受け市に報告すること。

5. 機能及び性能に関する要求水準

5.1. 共通事項

- ・ 学校別の改修内容は別紙 2 学校別改修概要一覧表によること。
- ・ 設備機器置場、配管ルート、機器プロットは別紙 4 改修検討図（参考）を参考とすること。
- ・ 改修後の仕上材、機器仕様は別紙 3 仕様一覧表（参考）の同等以上とすること。
- ・ 対象校及び対象校近隣への影響（騒音、臭気、振動等）に配慮すること。
- ・ 既存建物との調和に留意し、既存建物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと。
- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリー、防疫等に配慮した整備をすること。
- ・ コスト削減を考慮し、メンテナンス性の良いものとする。
- ・ トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギー量を削減するとともに、運用にかかる光熱水費の負担軽減や環境負荷の低減に貢献すること。
- ・ 省エネルギーで、環境負荷が少ないものとする。
- ・ 長寿命化に配慮し、耐久性の高い機器や材料を採用すること。
- ・ 運転管理や操作は容易な空調設備とする。
- ・ 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- ・ 将来の改修も考慮した計画とすること。

5.2. 一般事項

- ・ 市が貸与する設計図書等の資料は参考とし、その内容を市が保証するものではない。事業者は貸与資料を参考に、敷地、既存建物の特性、更新、維持管理のしやすさ、運営等に十分配慮し、より具体的な検討を行い、市及び対象校との協議を行うこと。
- ・ 対象校の改修、統合時に移設、撤去しやすい場所に機器を設置すること。
- ・ 発電機、空調室外機、バルクタンクなどは、地上部の適切なコンクリート基礎上に設置し、周囲に児童・生徒への安全を考慮しフェンスを設置すること。
- ・ 屋内運動場に設置する空調室内機、LAN アクセスポイント、照明器具には防球カバーを設置すること。

5.3. 空調設備

5.3.1. 留意事項

- ・ 空冷ヒートポンプ空調設備の冷暖房切替型を採用すること。
- ・ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ・ グリーン購入法に適合した機種を設置すること。
- ・ 屋外の配管支持材は耐食性に配慮すること。
- ・ 冷房時の熱負荷計算は、午前 9 時から午後 2 時の時刻を対象とする。
- ・ 熱負荷計算には外気負荷を適切に加算すること。
- ・ 機器の能力は、熱負荷計算に基づき決定する。なお、外気温度、室内温度及び配管長、室内外機の設置高さによる機器能力補正は、採用予定メーカーの機器能力特性を使用してよい。

- ・ 工事に伴い、工事対象外の諸室において、空調環境の中断が生じないように配慮すること。

5.3.2. 空調設備等の機械設備に係る留意事項

ア 室外機

- ・ 室外機は、最も費用対効果の高い、効率の良い機種とすること。
- ・ 別紙2 学校別改修概要一覧表に基づき、ビルマルチ式電気ヒートポンプエアコン(以下「EHP」という。)またはビルマルチ式ガスヒートポンプエアコン(以下「GHP」という。)のどちらかとする。なお、GHPについては、臭気低減機能付とする。
- ・ 原則、地上置きとする。いたずらやボール等での破損を避けるため、周囲にスチールフェンスを設けること。
- ・ 必要な安全対策、防音対策、防振対策、高調波対策を講ずるものとする。
- ・ 設置スペースを小さくするなどして極力、学校環境に影響を及ぼさないよう留意すること。
- ・ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響(騒音、振動、温風、臭気等の発生等)を軽減するように配慮するとともに、隣接する住宅等には十分配慮すること。必要である場合は防音設備等を設置すること。
- ・ 既設設備(倉庫、マンホール等)、樹木などが干渉する場合、撤去又は移設などを行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するにあたり、事前に市及び対象校と協議すること。費用は事業者による。
- ・ GHPは、室外機のドレンを適切に排水するよう配慮すること。
- ・ 機械基礎は建築設備耐震設計・施工指針に準拠した構造とし、転倒防止策を施すこと。

イ 室内機

- ・ 室内機は天井吊形とすること。
- ・ 室内機は室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置すること。なお、熱負荷に応じて室内機の台数または容量を増加させること。
- ・ 照明、カーテン、スクリーンなどが干渉する場合、事前に市及び対象校と協議し、撤去又は移設などを行い適切に処置すること。
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針に準拠し、室内機の振れ止め対策を行うこと。
- ・ 振れ止め金具は脱落を防止するため、吊りボルトを包み込む形状のものを使用すること。

ウ 冷媒管

- ・ 経済的に最も効率の良いルートを選択し配管すること。
- ・ 通常、児童・生徒の手の届かない位置に配管すること。
- ・ 非常用進入口及び避難動線等に干渉しない位置に配管すること。
- ・ 既設構造体の貫通は原則禁止する。
- ・ 配管のため窓ガラスをアルミパネルに変更する場合、採光と換気に留意すること。
- ・ 屋外露出配管の保温外装はガルバリウム鋼板ラッキングとすること。
- ・ 屋内露出配管の保温外装は樹脂保温化粧カバーとすること。
- ・ 冷媒管は保温付き被覆交換とすること。
- ・ 既設カーテン等が冷媒管により全開できない状態となる場合は、当該箇所カーテンを開

閉可能とするカーテンレールを設置すること。

エ ドレン管

- ・ 空調設備のドレンはルーフドレン、雨水側溝、植栽などに放流すること。また、必要に応じてドレン用トラップ等を設置すること。
- ・ 屋内ドレン管の保温仕上げは樹脂カバーとすること。または、空調ドレン用結露防止層付塩化ビニル管・継手（保温機能付き）とすること。
- ・ 屋外ドレン管は硬質塩化ビニル管（VP）とすること。

オ リモコン

- ・ 壁付けワイヤード型とすること。
- ・ アリーナ内に設置するものはコーナー部の衝突保護を行うこと。
- ・ 運転、停止、設定温度、風量、タイマー設定が行えるものとすること。
- ・ 空調設備供用開始日における各種設定については、事前に市及び対象校と協議すること。
- ・ 露出配管の場合は金属モールで保護すること。
- ・ 鍵付き鋼板製ボックス内に設置すること。

5.3.3. 空調設備等の電気設備に係る留意事項

- ・ 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、塗装を施すこと。
- ・ 屋内露出配線は、金属管配線又は金属線び配線とする。金属管には塗装を施すこと。
- ・ プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製（塗装品）、屋外はステンレス鋼板製防水型とすること。
- ・ 漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施すこと。

5.4. トイレ改修

5.4.1. 建築に係る留意事項

ア 床

- ・ トイレ改修工事後は、乾式化及びバリアフリー化が達成される改修計画とすること。
- ・ 既存ピットがある場合は、必要に応じてピット内の水抜きを行うこと。

イ 壁、天井

- ・ 壁、天井の改修を行うこと。（松原小学校を除く）
- ・ 既設ブロック壁がある場合は安全性の確認のうえ必要に応じて撤去・改修を行うこと。

ウ トイレブース・用具庫

- ・ トイレブースの扉は、原則内開きとするが、やむを得ない場合は、外開きその他仕様でトイレブース内の寸法を確保すること。
- ・ トイレブース内のペーパーホルダー、手すり、戸当たり及び用具庫内のモップ掛けを取り付ける部分には、補強を行うこと。
- ・ 用具庫内には、上部に棚を1段、側面にステンレス製のモップ掛け及び雑巾干しを新設すること。

エ サイン

- ・ 男子便所、女子便所、外トイレ、バリアフリートイレのそれぞれにピクトサインを新設すること。ピクトサインの仕様は別紙 3 仕様一覧表（参考）に習うこと。また、表示は JIS 適合表示とすること。

オ その他

- ・ バリアフリートイレ内において、車いす利用者の利用に配慮した機器類の配置とすること。
- ・ バリアフリートイレの出入口扉に外錠を付けること。

5.4.2. 換気設備に係る留意事項

ア 換気扇

- ・ 男子及び女子トイレ用換気設備は、既存壁付け換気扇又は天井扇等を撤去のうえ、5 回 / 時間 (h) 程度の風量を有し、原則既存と同形状の低騒音形機器を新設すること。
- ・ 天井扇の吸込グリルは、フラットインテリアタイプとすること。
- ・ 天井扇用の排気ダクト及びベンドキャップは撤去・新設とすること。

5.4.3. 給排水衛生設備に係る留意事項

ア 小便器

- ・ 壁掛型自動洗浄（自己発電タイプ）とし、低リップタイプとすること。
- ・ 1 箇所以上に小便器手すり（樹脂被覆タイプ）を設置すること。手すりを取り付ける部分には、補強を行うこと。

イ 洋便器

- ・ バリアフリートイレのみ温水洗浄暖房便座とし、洗浄方法はタッチスイッチとすること。

ウ 手洗い器

- ・ 水洗は自動単水栓（自己発電タイプ）とし、水石鹸入れは不要とする。

エ 配管

- ・ 既存トイレ内（ピット、天井、PS を含む。）の既設の給水管、排水管及び通気管等は、原則、撤去・新設とする。
- ・ 防火区画貫通箇所は適切な措置を講じること。
- ・ 施工後は、水圧試験、通水試験等、各種試験を実施すること。

オ その他

- ・ 衛生設備器具類は節水型機器を使用すること。
- ・ 非常用呼出しは壁面に 2 箇所設置とし、内 1 箇所は床面付近とする。
- ・ 化粧鏡は手洗器が設置されているところに設置すること。
- ・ バリアフリートイレの手すりの色は赤又は青等の特注色とすること。

5.4.4. 電気設備に係る留意事項

ア 電源

- ・ 空調設置に伴い、受変電設備の電源容量の計算確認を行うこと。確認により変圧器容量が不足する場合、設置場所により増設又は更新を検討すること。なお、検討に際し別紙 5 受変電設備改修計画(参考)を参考にすること。
- ・ リース会社の変圧器より電源供給する場合は、市と協議を行うこと。

- ・スイッチ、コンセントの撤去・更新を行うこと。（松原小学校を除く）
- ・電源は、トイレと同一階に設置の既設で使用されている電灯盤より供給することを原則とするが、既存コンセント等から分岐してもよい。
- ・コンセント回路は、漏電遮断器を使用する。漏電遮断器の予備回路がない場合は予備遮断器の漏電遮断器へのとりかえ、もしくは既設の負荷容量を検討し増設を行うこと。対象の電灯盤に漏電遮断器の接地がない場合は新設すること。
- ・配線は腐食及び美観に配慮し、原則露出しないようにすること。露出する場合は金属管・モール等で覆うこと。

イ 照明設備

- ・照明器具の撤去・新設を行うこと。（松原小学校を除く）
- ・新設する照明器具は LED 照明器具とし、適正な照度となるように機種選定・台数・配置を検討すること。
- ・原則ダウンライトとすること。
- ・各男子・女子トイレの出入口付近（親機）、トイレ中央部（子機）に人感センサーを設置し、換気設備（運転開始、遅れ停止）とともに照明設備の制御を行うこと。
- ・撤去する蛍光灯については、水銀を含有するものとして適切な処置を行うこと。また、その他の撤去材料についても、水銀含有の有無を確認のうえ、水銀含有が判明した場合は、適切な処理を行うこと。

ウ 配線

- ・電気設備更新の際、改修範囲以外への電源供給を停止しないよう、施工時期の調整や仮設対応を行うこと。

5.5. 発電機設備他電気設備

5.5.1. 電気設備に係る留意事項

ア 非常用電源（発電機）

- ・災害等における停電時において、次のイからカ及び 5.3. 空調設備（GHP）が利用可能となる電源（非常電源回路の系統等）を設置すること。
- ・メンテナンス実施に配慮した設備とすること。
- ・24 時間以上連続運転を可能とすること。
- ・燃料は軽油とすること。

イ 非常用照明

- ・災害時等における停電時において、給電が可能となる非常電源回路の系統とすること。
- ・照明器具は、LED 照明とすること。（松江中学校を除く）
- ・照明器具は、容易に交換や清掃が可能となるように配慮するとともに、入手困難な電球・電池等を使用しないこと。
- ・必要に応じた照度、演色性を得ることが可能な照明器具とし、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置の設置や落下防止対策を行うこと。
- ・屋外玄関に設置する照明は非常用電源でのみ点灯とすること。

ウ 非常用コンセント

- ・避難所として利用する際、管理用パソコン、携帯電話等充電のためのコンセントを設置する

こと。

- ・ 災害時等における停電時において、給電が可能となる非常電源回路の系統とすること。
- ・ コンセントは鍵付きカバータイプとし、18 校の共通キーとすること。なお、鍵数は 80 本とする。

エ テレビ共聴設備

- ・ ニュース等視聴できるテレビ共聴設備を設置すること。

オ Wi-Fi 設備

- ・ 避難所として利用する際、開放可能な Wi-Fi 設備を設置すること。
- ・ ネットワーク技術の革新に対応する配線交換の容易な設備とすること。
- ・ 配線仕様は、応募時点の最新のもので提案すること。
- ・ Wi-Fi アクセスポイントの更新及び直近 HUB への LAN 接続は富士電機 IT ソリューション株式会社が行うこと。なお、発注は受注者にて行うこと。

連絡先：富士電機 IT ソリューション株式会社

電話 : 03-5817-5751

- ・ 屋内運動場からコンピューター教室までの LAN 配線が経由する HUB の電源は、災害時等における停電時において、給電が可能となる非常電源回路の系統とすること。

カ ソーラー発電式屋外外灯

- ・ 停電時において、避難所への通行路がわかるように動線部分に外灯を設置すること。
- ・ 地上に設置するものは一体型とすること。
- ・ LED 照明とすること。

5.6. その他

ア スロープ（段差解消）

- ・ 正門等の外部から屋内運動場への出入り口、バリアフリースイレへの段差を解消するよう、スロープ、床嵩上げを行うこと。
- ・ 新設する外部スロープについては、勾配 1/12 以下を原則とし、通路有効幅員（手すり内々）1,200mm 以上、踊り場は、直径 1,500mm 以上の円が描ける広さを確保すること。
- ・ 外部スロープの両端は車いす等が脱輪しないよう、適切な立上りを設けると共に、手すりは上下 2 段タイプ、ステンレス製とすること。
- ・ 外部スロープの傾斜は、滑りにくい素材を使用し、傾斜路の前後の平場部に視覚障害者誘導用ブロック（ステンレス鋸）を設置すること。
- ・ 玄関スロープについては、勾配 1/10 以下を原則とすること。

イ 緊急用スペアキー保管ボックス

- ・ 屋内運動場の出入口付近にスペアキー保管ボックスを設置すること。
- ・ スペアキー保管ボックスは、災害時（震度 5 弱の地震発生）に自動開錠するもので、無電源感震システムが取付けられているものとし、4 桁の番号で開錠が可能なものとする。

ウ 石綿含有建材の撤去

- ・ 天井材は石綿含有建材（レベル 3）として適切に取り扱うこと。
- ・ 別紙 1 現況仕上・アスベスト含有調査結果一覧表に示す石綿含有仕上げ塗材等は適切に取り扱うこと。

6. 提出書類

業務範囲において、他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて作成し、提出すること。また、対象校ごとに作成する書類・図書等についても、同一書類は統一した様式にて作成し、提出すること。なお、様式については、事前に市と協議すること。

6.1. 事業計画書等

6.1.1. 事業計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容を本事業全体の事業計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
統括責任者等通知書	1	指定	○	—	
設計責任者通知書	1	指定	○	—	
管理技術者通知書	1	指定	○	—	
技術者等通知書	1	指定	○	—	
現場代理人等通知書	1	指定	○	—	
工事監理責任者通知書	1	指定	○	—	
事業計画書 ・本事業全体の事業スケジュール ・本事業全体の組織計画 ・連絡体制等	1	任意	○	—	
工事等着工届	1	指定	○	—	
工事工程表	1	任意	○	—	
建設リサイクル法通知書	1	指定	○	—	
労災保険加入証明書の写し	1	A4	○	—	
コリンス関連資料	1	A4	○	○	
対象校別工事金額一覧表	1	A4	○	○	

6.1.2. 設計業務に係る計画書等

設計業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
設計業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制等	1	任意	○	—	
現地調査計画書	1	任意	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	—	

6.1.3. 施工業務に係る計画書等

施工業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
対象校別組織体制表	1	A4	○	—	
総合施工計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画	1	任意	○	—	

(担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・現場防災マニュアル(緊急連絡先含む) ・連絡体制等					
施工計画書 ・仮設計画 ・搬出入計画 ・その他工事計画等	1	任意	○	—	
資材製造所選定等通知書	1	A4	○	—	
施工体制台帳	1	指定	○	—	
施工体系図	1	指定	○	—	
下請負人通知書	1	指定	○	—	
建設工事保険証書の写し	1	A4	○	—	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1	A4	○	—	
産業廃棄物関係書類	1	任意	○	—	
再生資源利用計画書	1	指定	○	—	
再生資源利用促進計画書	1	指定	○	—	
工事看板案	1	指定	○	—	
建設副産物情報交換システムへの入力	—	—	—	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	—	

ア 総合施工計画書

- ・施工業務着手前に総合施工計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、市の確認を得た後、速やかに施工担当者から対象校に提出し、総合施工計画書の説明をすること。

イ 資材製造所選定等通知書

- ・使用する主要資材について、当該資材の調達前に資材製造所選定等通知書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・資材製造所選定等通知書の提出、市による確認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して確認を得ること。

6.1.4. 工事監理業務に係る計画書等

工事監理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
対象校別工事監理体制表	1	A4	○	—	
工事監理者通知書・経歴書	1	A4	○	—	
工事監理業務着手届	1	A4	○	—	

6.2. 報告書

6.2.1. 設計業務に係る報告書等

設計業務中及び設計業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【設計業務中】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○	○	
提出状況確認書	1	任意	○	○	

【設計業務完了後】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
設計計算書 ・熱負荷計算書 ・構造計算書（室外機を屋上に設置した場合のみ） ・機器選定書 ・幹線サイズ計算書等	1	任意	○	○	
各校設計図（建築図、電気設備図、機械設備図）	2	A1 二つ折製本	○	○	表紙及び背表紙に件名、成果品名、校名、設計年月日を記入
	3	縮小 A3 二つ折製本			
各校設計図（建築図）参考 ・熱負荷計算書表紙（件名 図面リスト） ・建築工事特記仕様書（1）～（5） ・配置図・案内図・（参考）仮設計画図 ・平面図（室内機がギャラリー上に設置される場合は2階平面図が必要） ・展開図 ・平面詳細図 仕上げ表（改修前・改修後） ・天井伏図（改修前・改修後） ・詳細図（スロープ、室外機・発電機基礎及びフェンス、ブロック壁改修） ・建具表（改修前・改修後）					
各校設計図（電気設備図）参考 ・熱負荷計算書表紙（件名 図面リスト） ・電気設備工事特記仕様書 ・屋外電気設備図 ・受変電設備図（既設、新設又は改修） 受変電設備の改修が無い場合は既設のみとする。 ・分電盤結線図 ・幹線動力設備図 ・電灯・コンセント設備図 ・便所電灯設備平面図（改修前・後） ・情報通信・テレビ設備図 ・照明器具姿図 ・発電機詳細図 ・HUB 電源改修図					

各校設計図（機械設備図）参考 機械設備工事特記仕様書(1) (2) ・機器表・系統図 ・空調設備図(室内機がギャラリー上に設置される場合は2階平面図が必要) ・ガス設備図（ガス式空調機のみ） ・給排水設備 便所平面図 ・計装設備図 ・バルクタンク詳細図 ・機器取付詳細図 ・防球ガード詳細図					
工事費内訳書	1	A4	○	○	フラットファイル綴じとし、表紙及び背表紙に件名、成果品名、設計年月日を記入
積算書 ・工事積算数量算出書 ・工事積算数量調書 ・見積検討資料	1	任意	○	○	内訳書の書式は指定書式とし、保存形式はエクセル及びPDFとする
関係官庁届出書類	1	任意	○	○	
自主検査記録	1	任意	○	○	
完了検査記録	1	任意	○	○	
完了確認検査記録	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 設計計算書

- ・熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書等の必要な設計計算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 各校設計図

- ・空調設備等に係る各校設計図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、報告媒体種別の電子データはPDF及びCADデータとすること。（拡張子=.jww）
- ・市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、契約約款において示す。
- ・設計に関する著作権は市に帰属する。
- ・製本は学校毎とすること。

ウ 積算書

- ・工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

エ ランニングコスト

- ・本事業対象校ごとに、年間想定ランニングコスト(燃料費・機器の維持管理費)を作成し、市に提出して確認を得ること。

6.2.2. 施工業務に係る報告書等

施工業務中及び施工業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【施工業務中】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
納入仕様書	1	任意	○	—	
空調設備施工図	1	A1	○	—	
電気設備施工図	1	A1	○	—	
建築意匠施工図	1	A1	○	—	
月次報告書 (工事日報、工事写真、月別進捗状況表、打合せ議事録等)	1	A4	○	—	
機器材料搬入検査願書	1	任意	○	—	
レディミクストコンクリート配合報告書	1	任意	○	—	
材料検査請求書	1	任意	○	—	
提出状況確認書	1	任意	○	—	

【空調設備等供用開始前】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
機器完成図書 ・ 機器完成図 ・ 機器性能試験報告書 ・ 各種保証書 ・ 納入業者一覧表等	1	A4	○	—	
試運転調整記録	1	A4	○	—	
隣地境界における騒音測定記録	1	A4	○	—	
空調設備運用マニュアル (メンテナンス含む)	1	A4	○	—	
事業者による供用開始前検査記録	1	A4	○	—	
要求性能確認書	1	A4	○	—	

【施工業務完了時】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
各校完成図 (空調設備・電気設備・建築意匠)	1	A1 二つ折製本	○	—	表紙及び背表紙に件名、成果品名、設計年月日を記入
	1	縮小A3 二つ折製本	○	—	
	1	原寸A4 折製本	○	—	
市内業者発注等実績報告書	1	A4	○	—	
工事写真	1	A4	○	—	
産業廃棄物管理表 (マニフェスト) の写し	1	A4	○	—	
付属品 (付属品リスト含む)	1	A4	○	—	
建設業退職金共済証紙貼付け実績報告書	1	A4	○	—	
コリンズ関連資料	1	A4	○	—	
諸官庁届出書類 (検査記録を含む) の写し	1	A4	○	—	
自主検査記録	1	A4	○	—	
完成検査記録	1	A4	○	—	
検査記録	1	A4	○	—	
再生資源利用実施書	1	指定	○	—	
再生資源利用促進実施書	1	指定	○	—	
工事完成通知書	1	指定	○	—	
各校工事目的物引渡書	1	指定	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	—	

ア 空調設備等施工図

- ・ 施工業務着手前に対象校ごとに空調設備等施工図を作成し、市に提出して確認を得ること。
- イ 月次報告書
 - ・ 工事期間中、対象校ごとに工事日報、工事写真、月別進捗状況表、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。
- ウ 機器完成図書
 - ・ 機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等を纏めた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。
 - ・ 空調設備供用開始前に、市への提出分とは別に機器取扱説明書を各対象校に提出すること。
- エ 完成図（空調設備・電気設備・建築意匠）
 - ・ 施工業務完了時に空調設備施工図、電気設備施工図及び建築意匠施工図に基づき、対象校ごとに完成図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、完成図の構成及び報告媒体は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含めること。
 - ・ 製本は黒表紙、金又は白文字にて行うこと。
- オ 市内業者発注等実績報告書
 - ・ 施工業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、全ての市内業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- カ 工事写真
 - ・ 工事写真は、工事を行う箇所（主要機器類の設置場所等）について、施工前、施工中、施工後を提出すること。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。
- キ 国庫補助申請用（起債申請用）の工事写真として、対象校ごとの写真帳（A4 版・両面印刷）及び JPG 形式のデータ一式（CD 又は DVD）を提出すること。
- ク 付属品（付属品リスト含む）
 - ・ 施工業務完了時に付属品及び機器取扱説明書を対象校に納品すること。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市及び対象校に提出すること。なお、付属品の納品場所については、事前に対象校と協議すること。
- ケ 工事等しゅん工届
 - 各種検査の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出すること。

6.2.3. 工事監理業務に係る報告書等

工事監理業務中、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【工事監理業務中】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○	—	
監理（月次）報告書	1	A4	○	—	

(監理記録等)					
提出状況確認書	1	任意	○	—	

【工事監理業完了時】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
工事監理業務完了通知書	1	A4	○	—	